



800haの台地を潤す横峯山調整池 容量 27,500m<sup>3</sup>



# 十三塚原畑かん 情報誌

十三塚原土地改良区  
R5.9 Vol.49

発行

十三塚原土地改良区事務局

〒899-6401 鹿児島県霧島市溝辺町有川1390番地44

☎0995(59)3747 0995(59)3229

# ごあいさつ



理事長 山下 勝義

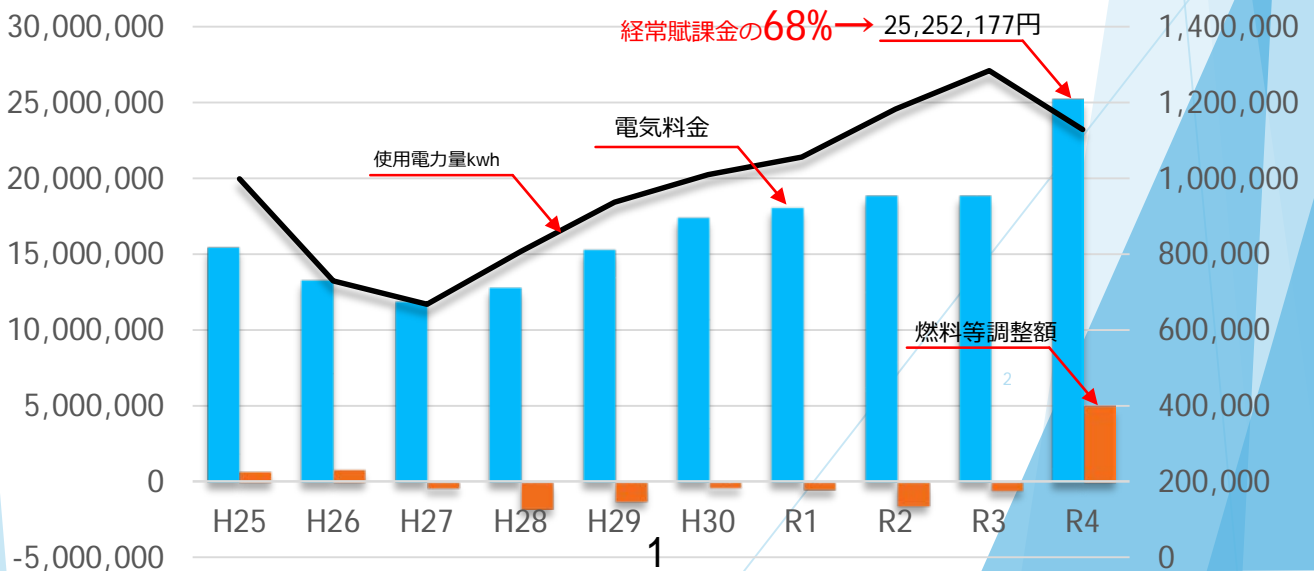
組合員の皆様方におかれましては、かねてより土地改良事業につきまして御理解、ご協力頂き感謝申し上げます。

昨年度末、総代、役員共に任期満了、総代選挙、役員改選により新たな体制で令和5年度を迎えたところでございます。執行部としての役員体制は、本年度第1回理事会にて互選により私が理事長として指名され、了承しお受けしたところでございます。微力ながら今後4年間の任期を精一杯務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、空港移転に伴う代替事業として県営畑地帯総合土地改良事業を導入、昭和50年2月5日土地改良区を設立、平成2年度に事業が完結し、施設の譲渡、管理受託を受け30年余り施設の維持管理を行って参りましたが、経年劣化により施設の老朽化が進み修繕費も年々増加しております。現在、県、市町村の協力を得ながら県営基幹水利施設整備事業、県営畑総整備事業を導入し、施設の更新を行っております。年度事業費およそ1億円で進めており、土地改良区負担金は組合員に特別負担金を課すことなく、更新積立資産を充てて事業を行っております。また、土地改良区運営としましては、近年の物価上昇、特に電気料金につきましては急激に上昇し、昨年度は平均に比べ1.5倍程上昇、土地改良区の財政を圧迫する状況であります。現在、積立資産を取崩して増加する支出に対応しておりますが、この状況が今後も続きますと財政的にもひっ迫する恐れがあり、現在、支出を点検し不必要な経費を抑える作業を行っております。土地改良施設は組合員の方々の賦課金によって維持管理されるものでありますので、不要な支出を抑え安定的な運営を図って参ります。しかしながら、今後も電気料金や物価上昇が続く場合には、賦課基準検討委員会を招集し賦課基準を見直すことも考えなければなりませんので、その際はご理解を賜りたいと存じます。

土地改良事業は日本の食料安定供給を図る上で重要であり、進藤金日子参議院議員がおっしゃるとおり、「日本の礎」であります。その現場の最前線に立ち皆様方の力となって、今後も頑張りますので宜しくお願い申し上げます。

### 過去10年間の電気料金の推移（竹山揚水機）



# 第49回通常総代会

第49回通常総代会は次の議案が提出され、全て承認または可決されました。

開催日時：令和5年3月17日 午前9時～

場所：霧島市みぞべ公民館（みぞめ館）

総代出席者数：出席者28名 書面議決提出者2名（定数35）

議長：柚木 利雄（第3選挙区 始良市加治木町）

- 1 令和3年度事業報告書並びに財務諸表等及び  
財産目録の承認について（監査報告）
  - ・・・原案承認
- 2 令和4年度一般会計及び特別会計補正予算の理事会専決について
  - ・・・原案承認
- 3 令和4年度県営基幹水利施設整備事業実施計画の変更について
  - ・・・原案可決
- 4 小水力発電事業積立資産管理規程の改正について
  - ・・・原案可決
- 5 区画整理地区維持管理積立資産管理規程の設置について
  - ・・・原案可決
- 6 令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算（案）について
  - ・・・原案可決
- 7 令和5年度十三塚原土地改良区事業計画（案）について
  - ・・・原案可決
- 8 令和5年度県営基幹水利施設整備事業実施計画について
  - ・・・原案可決
- 9 令和5年度県営農業水利施設等保全高度化事業楠原地区実施計画について
  - ・・・原案可決
- 10 令和5年度組合費の賦課及び徴収方法について
  - ・・・原案可決
- 11 令和5年度役員報酬及び費用弁償費について
  - ・・・原案可決
- 12 令和5年度一般会計及び特別会計収支予算（案）について
  - ・・・原案可決
- 13 令和5年度一時借入金の最高限度額並びに指定金融機関について
  - ・・・原案可決
- 14 任期満了に伴う十三塚原土地改良区役員の選任について
  - ・・・原案可決



# 任期満了による新しい総代、役員が決定

任期満了に伴う総代選挙が行われ、定数35名に対して35名の立候補届出があり、結果無投票当選となりました。当選され新総代となられた方は下記のとおりです。

## 総代名簿

任期：令和5年3月19日～令和9年3月18日

第1選挙区(霧島市溝辺町 定数19)	地区	第2選挙区(霧島市隼人町 定数8)	地区
國生 好広	有川原	堂下 雄二	迫間原
森田 裕幸	有川原	上村 力	迫間原
福丸 一幸	有川原	川崎 悟	迫間原
山村 孝美	有川原	角 泰博	迫間原
重丸 広志	水尻・房山原	西 俊治	迫間原
重森 幸矢	水尻・房山原	米徳 新一	東十三塚原
山崎 一二三	水尻・房山原	前田 博己	東十三塚原
源気ファーム(株) 重森 幸一	木佐貴原	川崎 千秋	迫間原
今吉 博文	木佐貴原		
有村 二男	北十三塚原		
(株)空港製茶(代)有村 友志	北十三塚原	第3選挙区(始良市加治木町 定数8)	地区
和幸園製茶(合)(代)有村 剛	北十三塚原	古川 年幸	楠原
(株)有村製茶(代)有村 幸二	北十三塚原	永吉 清美	楠原
山下 幸一郎	南十三塚原	木佐貴 晋一	楠原
福永 洋一	南十三塚原	上別府 揚一	楠原
三好 朗	南十三塚原	渋谷 弘美	西浦
福留 伏己	南十三塚原	福森 道男	西浦
植木 勇己	南十三塚原	市来原 忍	市来原
西溜 守	南十三塚原	三宅 一美	市来原

## 役員名簿

任期：令和5年3月30日～令和9年3月29日

選任区	職	氏名	備考	選任区	職	氏名	備考
員外	理事	山口 剛	霧島市副市長	第2被選任区	理事	今村 広嗣	迫間原
第1被選任区 霧島市 溝辺町 定数 理事9 監事1	理事	森田 勝美	有川原	霧島市 隼人町 定数 理事3、 監事1	理事	末永 修	迫間原
	理事	立田 守	有川原		理事	竹ノ内 久行	東十三塚原
	理事	満塩 久夫	水尻・房山原		監事	横山 克己	隼人町
	理事	岩元 武二	水尻・房山原	第3被選任区 始良市 加治木町 定数 理事4、 監事1	理事	西 泰行	楠原
	理事	今吉 耕己	木佐貴原		理事	山下 誠	楠原
	理事	追鳥 正光	木佐貴原		理事	三宅 利秋	市来原
	理事	福永 幸一	北十三塚原		理事	柚木 利雄	西浦
	理事	山下 勝義	南十三塚原		監事	緒方 清隆	加治木町
	理事	重森 高志	南十三塚原				
監事	末重 良規	溝辺町					

# 新執行部について

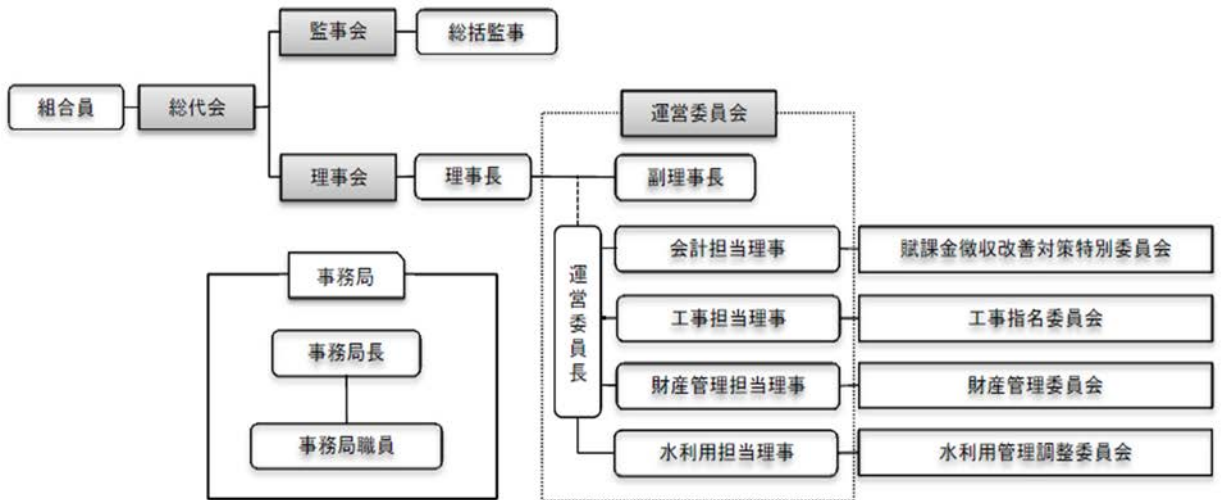
第49回通常総代会で選任された役員により令和5年5月19日に開催された令和5年度第1回理事会で、理事長、副理事長が互選により選出されました。また運営委員長については第2回運営委員会で決定されました。今後4年間この体制で十三塚原土地改良区の運営がなされます。

**理事長 山下 勝義**      **副理事長 山口 剛** (霧島市副市長)

## 運営委員会

長の別	氏名	備考
委員長	森田 勝美	・ 会計担当理事 ・ 賦課金徴収改善対策特別委員会委員長
副委員長	今村 広嗣	水利用担当委員長
	山口 剛	副理事長
	西 泰行	財産管理担当委員長
	今吉 耕己	工事担当理事

## 土地改良区組織体系図



## 退任された役員の方々

職	氏名	地区	職	氏名	地区
理事	有村 政春	有川原	理事	竹ノ内 春明	迫間原
理事	末重 眞一	水尻原	理事	上村 一郎	楠原
理事	有村 春明	北十三塚原	理事	岩元 道男	西浦
理事	久保山 繁良	南十三塚原	監事	内村 敏春	市来原

永年にわたり、土地改良事業、土地改良区運営にご尽力頂きありがとうございました。

# 令和5年度賦課金

第49回通常総代会で可決された組合費（賦課基準額）は次のとおりです。

(円/10a当り/年)

区分	普通畑			緑化樹	ハウス	定置
	逡減1	逡減2	逡減3			
一般	1~1ha	1ha<A≤2ha	A>2ha			
	3,600円	3,200円	2,800円	6,000円	6,000円	5,400円
防霜	標準防霜		防霜休止			
	15,000円		5,400円			
灌水	秋冬期防霜		クワシ口防除			
	2,000円		930円			

その他特殊な水使用

水稻育苗 16,000円/10a/年

賦課期日・納入期限

区分	防霜	一般	灌水
賦課期日	6月1日	9月1日	1月10日
納入期限	6月末	9月末	1月末

- ▶ 畑の貸し借りを変更したり、土地の所有権を移転（相続・売買等）した場合は、早めに土地改良区で変更手続きを行ってください。
  - ▶ **手続きを怠ると、いつまでも前耕作者または所有者へ賦課されてしまいます。**
- ▶ 土地改良区の賦課金は税金と同じ扱いです。納入されないと滞納処分をすることになります。

**期限内の納入をお願い致します！！**

# 令和5年度事業計画

## 【維持管理】

- ・ 県営基幹水利施設整備事業、県営水利施設等保全高度化事業の積極的な推進
- ・ 畑地かんがい施設の適正な維持管理による 機能保持と安全対策の徹底
- ・ 漏水事故の迅速な止水、復旧に努める
- ・ 大雨台風災害時の迅速適正処理
- ・ 水質浄化装置を利用したダム水質の改善

## 【運営】

- ・ 施設更新事業地元負担について、組合員に対し丁寧な説明と理解を得る
- ・ 発電所の効率的運転による一般会計維持管理費の補てん財源の確保
- ・ 将来の財政見通しについて役員と協議し、持続可能な土地改良区運営を目指す
- ・ 施設更新事業について行政機関、関係団体と連携を密に行い、円滑な事業推進を図る

## 【その他】

- ・ 役員、総代の講習会を開催し、その職責について理解を深める
- ・ 多面的機能支払交付金事業を有効活用した、農地の保全

出水期前点検（ダム取水設備点検）



畑かん施設維持管理（防霜加圧機点検）



畑かん漏水対応（緊急止水、安全確保）



減圧弁の点検



# 令和5年度予算

## 一般会計

### 収入

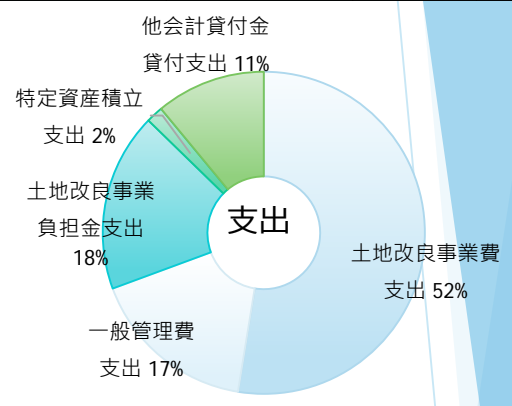
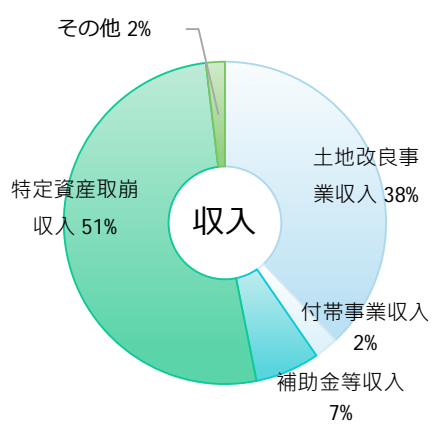
単位：千円

科目	土地改良事業収入	付帯事業収入	補助金等収入	特定資産取崩収入	その他	計
予算額	38,003	2,405	6,470	51,263	1,891	100,032

### 支出

単位：千円

科目	土地改良事業費支出	一般管理費支出	土地改良事業負担金支出	特定資産積立支出	他会計貸付金貸付支出	その他	計
予算額	52,527	16,796	17,901	1,701	11,000	1,307	100,032



## 発電事業特別会計

### 収入

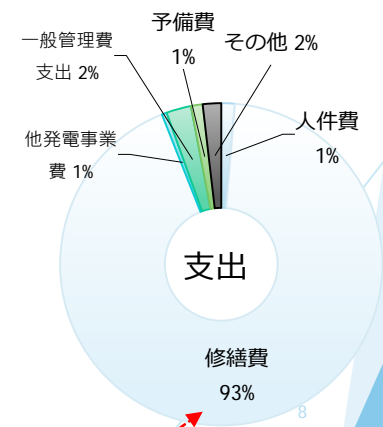
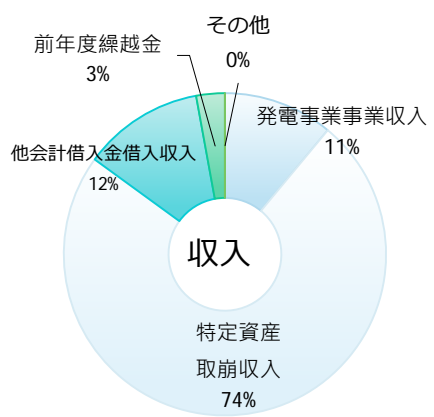
単位：千円

科目	発電事業収入	特定資産取崩収入	他会計借入金借入	前年度繰越金	その他	計
予算額	10,000	67,182	11,000	2,600	3	90,785

### 支出

単位：千円

科目	人件費	修繕費	他発電事業費	一般管理費支出	予備費	その他	計
予算額	1,234	84,102	453	2,253	1,068	1,675	90,785



支出の修繕費が多くを占めるのは、更新してから10年目の精密点検（オーバーホール）を行うためです。



# 令和3年度決算

## 一般会計

### 収入

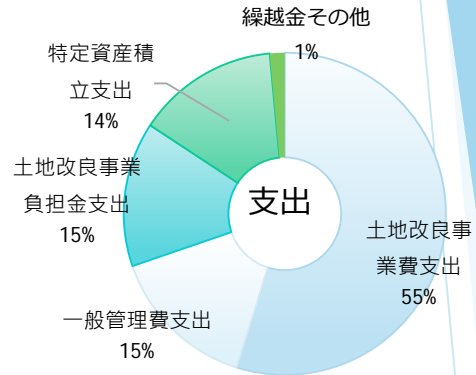
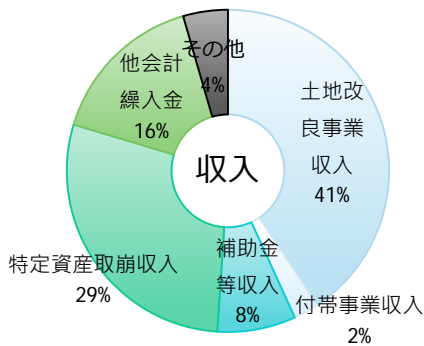
単位：円

科目	土地改良事業収入	付帯事業収入	補助金等収入	特定資産取崩収入	他会計繰入金	その他	計
決算額	38,181,484	2,377,146	7,396,050	26,854,368	14,900,000	4,210,822	93,919,870

### 支出

単位：円

科目	土地改良事業費支出	一般管理費支出	土地改良事業負担金支出	特定資産積立支出	繰越金その他	計
決算額	51,508,719	13,993,328	13,637,070	13,368,176	1,412,577	93,919,870



## 発電事業特別会計

### 収入

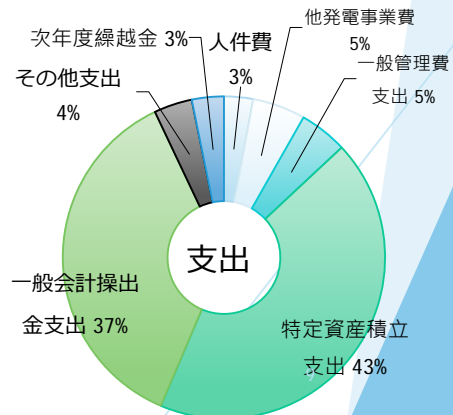
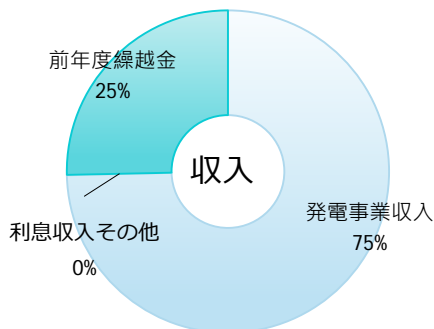
単位：円

科目	発電事業収入	特定資産取崩収入	利息収入その他	前年度繰越金	計
決算額	30,425,119	0	15,447	10,327,925	40,768,491

### 支出

単位：円

科目	人件費	他発電事業費	一般管理費支出	特定資産積立支出	一般会計繰出金支出	その他支出	次年度繰越金	計
決算額	1,189,744	2,162,435	1,965,160	17,680,000	14,900,000	1,563,316	1,307,836	40,768,491



# 令和5年度補助事業実施計画

## 県営水利施設整備事業（旧ストマネ事業）

この事業では、竹山揚水機、ダム施設、防霜用加圧機等の基幹的な施設について診断結果をもとに施設の長寿命化や安全性の向上を図ります。本年度は下記の工事を計画しています。

単位：千円

工種	対象施設	工事内容	事業費	負担内訳			
				国	県	霧島市	改良区
畑かん施設更新、整備補修	迫間防霜加圧機	ポンプ、動力、電気設備更新	80,000	40,000	20,000	12,000	8,000

### 前年度（令和4年度）実施状況

令和4年度は石峯2号防霜加圧機のエンジン、ポンプ、電気設備を更新しました。



更新前



搬出撤去



更新後

## 県営水利施設保全高度化事業（担い手支援型）

この事業では、老朽化した末端のPパイプや回しづらくなった給水栓の更新を行います。

単位：千円

工種	地区	工事内容	事業費	負担内訳			
				国	県	始良市	改良区
畑かん末端配管更新、補修	始良市 加治木町楠原	給水栓交換、末端配管布設18ha	66,000	33,000	18,975	4,125	9,900



埋設管の漏水状況

楠原地区では多くの自然漏水が発生して多額の修理費を要し、土地改良区財政を圧迫していることから、優先して事業を行っています。



埋設管の布設替

工事に際し、断水を伴いますのでご協力お願いいたします。

# 更新事業計画

令和4年度総代会で承認された今後の土地改良施設更新事業中長期計画書は下記の通りです。受益者負担金については更新積立資産を当面充てますが、財政状況によっては**特別賦課金の負担**をお願いすることも考えなければなりません。

単位：千円

年度	適用事業名	更新、整備設備	事業費	補助	負担	補助率 %	備考
				国・県・市	改良区		
R4	長寿命化防災減災事業	竹山揚水機	20,000	17,765	2,235	89	実施済
	水利施設整備事業	・石峯1号防霜加圧機 ・ダムパンザマスト更新	100,000	89,947	10,053	90	実施済
	水利施設等保全高度化事業	末端配管(楠原地区)	70,001	59,501	10,500	85	実施済
R5	水利施設整備事業	迫間防霜加圧機更新	80,000	72,000	8,000	90	
	水利施設等保全高度化事業	末端配管(楠原地区)	66,000	56,100	9,900	85	
R6	水利施設整備事業	木佐貫原防霜加圧機更新 ・他施設	100,000	86,007	13,993	86	
	水利施設等保全高度化事業	末端配管(楠原地区)	93,285	79,292	13,993	85	
R7	水利施設等保全高度化事業	末端配管(楠原地区)	93,285	79,292	13,993	85	
	〃	末端配管(迫間地区)	59,200	53,280	5,920	90	
R8	水利施設整備事業	竹山揚水機3号機オパ-ホール	19,600	17,409	2,191	89	
	〃	ダム地震計装置更新	2,640	2,344	296	89	
	水利施設等保全高度化事業	末端配管(迫間地区)	66,000	59,400	6,600	90	
R9	水利施設等保全高度化事業	末端配管(糸走地区)	56,900	51,210	5,690	90	
R10	水利施設等保全高度化事業	竹山揚水機補機設備更新	91,000	80,830	10,170	89	
	水利施設等保全高度化事業	末端配管(有川原地区)	56,100	50,490	5,610	90	
	〃	末端配管(西浦地区)	24,500	20,825	3,675	85	
計			998,511	875,692	122,819	88	

# 水土里サークル活動

平成24年度からの継続が決定して、十三塚原農地水環境保全組織として活動を行っております。この活動は、主に共同活動と向上活動に分けられております。

## ☆共同活動

- ①農地、水路等の基礎的な保安全管理活動（水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充など）
- ②農村環境の保全のための活動（生物多様性保全、景観形成など）



## ☆向上活動

- ①施設の長寿命化のための活動（農業用排水路等の補修・更新など）
- ②高度な農地・水の保全活動（水質、土壌、地域環境の保全のための高度な取組）
- ③農地・水・環境保全組織の取組（組織の設立、地域資源保全プランの策定など）



## 点検・機能診断



## 計画策定



## 活動



## 景観作物



## 溝辺町崎森のひまわり畑



← ↑ 写真は景観作物の様子で夏はひまわり、秋はコスモスや赤そばの作付けをしております。

# 決算報告（令和4年度水土里サークル活動）

## 多面的機能発揮促進支払事業

収入	19,501,525円	農地維持・資源向上（共同）：17,476,793円	長寿命化：2,024,732円
支出	16,560,168円	農地維持・資源向上（共同）：15,669,388円	長寿命化：890,780円
差引残金	2,941,357円	翌年度へ繰越	

### 農地維持・資源向上（共同）

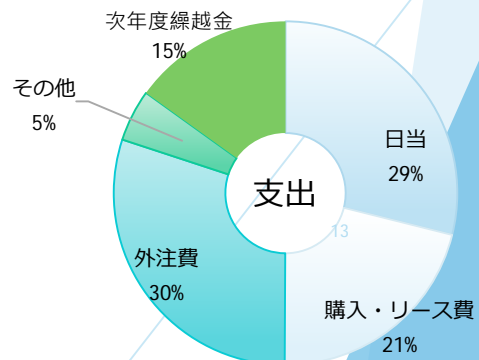
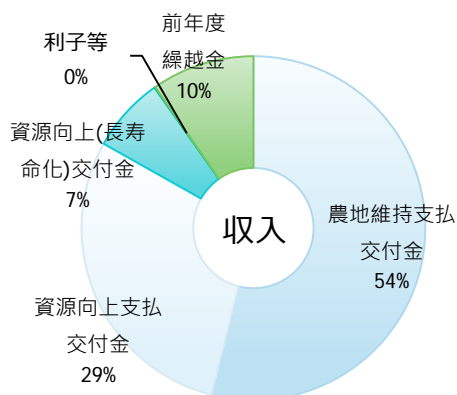
単位：円

項目		本年度予算額	本年度決算額	増	減	備考
収入	1.前年度からの繰越金	1,234,000	1,240,376	6,376		
	2.農地維持支払交付金	10,515,000	10,515,000			8/3収入
	3.資源向上支払交付金（共同）	5,702,000	5,702,400	400		8/3収入
	4.利子等	1,000	19,017	18,017		
	計	17,452,000	17,476,793	24,793		
支出	1.日当	6,000,000	5,637,400		362,600	
	2.購入・リース費	4,000,000	4,128,448	128,448		
	3.外注費	5,500,000	4,955,080		544,920	事務委託費含む
	4.その他	900,000	948,460	48,460		役員報酬含む
	計	16,400,000	15,669,388		730,612	
(収入-支出) 次年度繰越金		1,052,000	1,807,405	755,405		

### 資源向上支払（長寿命化）

単位：円

項目		本年度予算額	本年度決算額	増	減	備考
収入	1.前年度からの繰越金	646,000	646,662	662		
	2.資源向上(長寿命化)交付金	2,502,000	1,378,060		1,123,940	約55%の収入
	3.利子等	1,000	10		990	預金利息
	計	3,149,000	2,024,732		1,124,268	
支出	1.日当	10,000	0		10,000	
	2.購入・リース費	10,000	0		10,000	
	3.外注費	2,000,000	890,010		1,109,990	
	4.その他	10,000	770		9,230	振込手数料
	計	2,030,000	890,780		1,139,220	
(収入-支出) 次年度繰越金		1,119,000	1,133,952	14,952		



# お知らせ

## ●畑の貸し借りの変更、所有権移転登記をされた場合は必ず届出を●

土地改良区の受益地内で(賦課金が課せられている畑)、**貸し借り**や**売買**をされた方は、速やかに土地改良区へ**届けて下さい**。  
**売買**をしたり農業委員会斡旋で使用貸借契約をしても**土地改良区へ届出がない場合、台帳は変更されません**。以前の耕作者、所有者に賦課されてしまいますので必ず土地改良区へ届けて下さい。また、現在耕作されている方で住所等の変更があった場合も土地改良区へ連絡して下さい。右の書類に必要事項を記入していただき、印鑑を押して土地改良区へ提出して下さい。

### 組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

① 現資格者(貸人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

☑ (連絡先)

② 新資格者(借人)

振替名: \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 T・S・H 年 月 日

☑ (連絡先)

※この新資格者(借人)に賦課金納入の義務が生じます。下記の欄を記入の上提出して下さい。

〒 〇〇〇〇 土地改良区理事長 殿

1. 資格得喪の対象たる土地

山町村名	大字	字	地番	地積㎡	地目	用途	備考

2. 資格得喪の原因、及びその時期

(1) 原因 (該当する番号に○)

1. 貸借借種 (農業経営基礎促進法) 2. 貸借種 (農地法第3条) 3. 貸借種 (農業委員会斡旋による)

4. 使用収益種 (移管委託による) 5. 経営移譲 6. 個別貸借

7. 所有権移転 (売買、相続、贈与等) 8. 合意解約 9. その他

(2) 時期

1. 貸借種を設定した場合: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

2. 組合員資格の発生する時期: 令和 年 月 日から

3. 賦課金の納入方法について

新資格者の方には毎年度賦課金の納入義務が発生します。

A. 既組員 (下記欄記入必要なし)

B. 新組員 (賦課金の納入方法について下記より一つ選択して下さい。番号に○)

1. JA口座引落 2. JA窓口払込 3. 郵便振替 4. 直接納入 (改良区事務所へ)

※ 1を選択された方は別途、預金口座引落届出書の提出が必要です。

事務所地所欄	電話
組員番号 _____	通年年度 _____ 年度より

この書類は改良区事務所またはホームページにありますので必要な方は事務所へご連絡下さい。

## ●漏水を発見したら連絡をお願いします！

▽畑かん漏水について  
 パイプラインからの漏水や給水栓破損による漏水が発生しています。漏水を発見した場合や給水栓等を破損した場合は土地改良区へご連絡下さい。緊急止水を行い、復旧工事を行います。



**改良区へ連絡を！**  
**連絡先**  
**0995-59-3747**  
**0995-59-3229**



## ●給水栓の交換には交換手数料または部品代がかかります！

更新事業が入るまでの給水栓の交換は土地改良区事務局で行いますので、漏れがひどかったり硬くて回らない場合はご連絡ください。ただし、下記の料金がかかりますのでご了解下さい。

- ・霧島市管内 5,000円 (交換手数料のみ)
- ・始良市管内 給水栓代のみ (R5年度現在価格 税込 24,684円)

# 地区除外決済金について

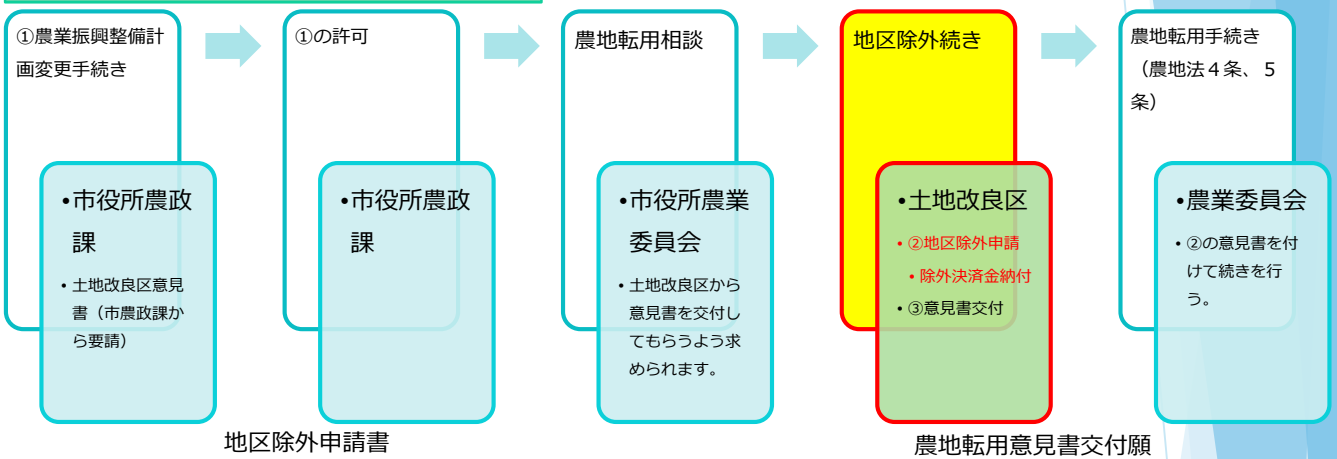
農地転用（家などを建てる）により土地改良区の受益地から除外するときは、所定の手続きを経て除外決済金を納入する必要があります。

## 趣旨

土地改良区の施設の維持管理費や更新費用は土地改良法及び定款により受益地に面積割で課せられています。農地を転用により土地改良区受益地から除外した場合、賦課金収入が減ることになります。しかしながら受益地が減ったからといって維持管理費が減るわけではありません。年間の維持管理費を面積割で賦課するわけですから減った分の維持管理費を残された農地が負担することになってしまいます。その弊害を避けるために、除外する際は決済金を納入していただき、残された農地に負担がかからないようにするためのもの、土地改良区の地区除外等処理規程により除外決済金が定められています。

かんがい用水は使わない、耕作していない等の理由で土地改良区受益地から除外することはできません。

## 地区除外までの一連の手続き



地区除外申請書

農地転用意見書交付願

② 地区除外申請書

令和 年 月 日通知に係る土地につき農地法の許可を受け、令和 年 月 日以降これを転用するので、土地改良区の地区から除外されたく申請する。また、地区除外に必要な決済金等については、土地改良区の指示に従い期限内に納付することを統制する。

令和 年 月 日

転用組合員 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

転用関係者 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

十三塚原土地改良区  
理事長 山下 勝 義 殿

記

○地区から除外する土地及び面積

対象となる土地の所在	地目	用途	登記面積 ㎡	除外面積 ㎡	転用目的
計					

③ 別記様式（第1号）  
農地転用等の通知及び意見書の交付願

このたび、下記土地につき農地法第 条の規定による許可を申請したいので、地区除外等処理規程第 条の規定に基づき通知します。

尚、同規程第 条の申し入れ事項等については別途協議します。許可後は第 条の申請を速やかに行い、第 条の決済については所定の方法によりこれを納付しますので、当該申請書に添付すべき意見書を交付されたく申請します。

令和 年 月 日

転用組合員 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

転用関係者 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

十三塚原土地改良区 理事長 殿

記

1. 土地

対象となる土地の所在	地目	用途	登記面積 ㎡	転用面積 ㎡	転用目的
計					

2. 位置図  
別紙のとおり

確認欄  
\_\_\_\_\_ 地区担当理事 \_\_\_\_\_ 印

・詳しくは土地改良区事務局までご連絡ください。

# ■ 土地改良事業を学ぼう！

新しく役員、総代になられた方を対象に土地改良区の仕事、役員総代の責任と役割、畑かん施設の研修を今年度内に行う計画です。

地元の役員の呼びかけで、下記の地区が先行して勉強会、施設研修を行いました。

実施日：令和5年4月26日

実施地区：始良市の第3被選任区の役員、第3選挙区の総代の方々 計12名

室内での勉強会の様子



施設の現地視察（横峯山調整池）



研修を終え、竹山ダムの前で事務局職員と記念撮影

とてもいい研修ができたと評価いただきました。  
これからも定期的に行いたいと思います。

